

別表（第5条及び第6条関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
<p>一 文書又は図面 （二の項から三の項までに該当するものを除く。）</p>	イ 閲覧。	100枚までごとにつき 100円
	<p>ロ 撮影した写真フィルムを印画紙（縦89ミメートル、横127ミメートルのもの又は縦203ミメートル、横254ミメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧。 （法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合に限る。）</p>	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	<p>ハ 複写機により日本工業規格A列3判（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあつては、日本工業規格A列1判（以下「A1判」という。）若しくは日本工業規格A列2判（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付。 （二に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
<p>ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付。（文書または図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、か</p>	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）	

<p>つ、本法人が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により行うことができる場合に限る。以下一の項へ～チにおいて同じ。）</p>	
<p>ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付。（一の項ハ本文に定める方法により難しい場合に限る。</p>	<p>1枚につき 120 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、520 円）に 12 枚までごとに 760 円を加えた額</p>
<p>へ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。以下同じ）に複写したものの交付。</p>	<p>1枚につき 50 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額</p>
<p>ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生する事が可能なものに限る。）に複写したものの交付。</p>	<p>1枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額</p>
<p>チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本</p>	<p>1枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額</p>

	工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付。	
二 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧。	1 枚につき 10 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付。	1 枚につき 30 円 (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、430 円)
三 スライド (七の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧。	1 巻につき 390 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付。	1 枚につき 100 円 (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、1,300 円)
四 録音テープ (七の項に該当するものを除く。) 又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取。	1 巻につき 290 円
	ロ 録音カセットテープ (日本工業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。)に複写したものの交付。	1 巻につき 430 円
五 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴。	1 巻につき 290 円
	ロ ビデオカセットテープ (日本工業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付。	1 巻につき 580 円
六 電磁的記録 (四の項又は五の項に該当するものを除く。)	イ A3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧。(本法人が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができる場合に限る。以下六の項において同	用紙 100 枚までごとにつき 200 円

	じ。)	
	ロ 専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するためために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴。	1ファイルにつき 410 円
	ハ A 3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付。（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき 10 円
	ニ A 3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付。	用紙1枚につき 20 円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X 6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付。	1枚につき 50 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付。	1枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付。	1枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
七 スライド及び録音	イ 専用機器により再生	1巻につき 680 円

<p>テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合に限る。）</p>	<p>したもの の視聴。 ロ ビデオカセットテープに複製したものの交付。</p>	<p>5,200 円（スライド 20 枚を超える場合にあつては、5,200 円にその超える枚数一枚につき 110 円を加えた額）</p>
<p>備考 一の項ハ若しくはニ、又は六の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。</p>		